

豊野町 地権者説明会

国土交通省 北陸地方整備局
千曲川河川事務所

堤防強化工事 工事契約状況一覧

堤防強化工事 工事契約状況一覧

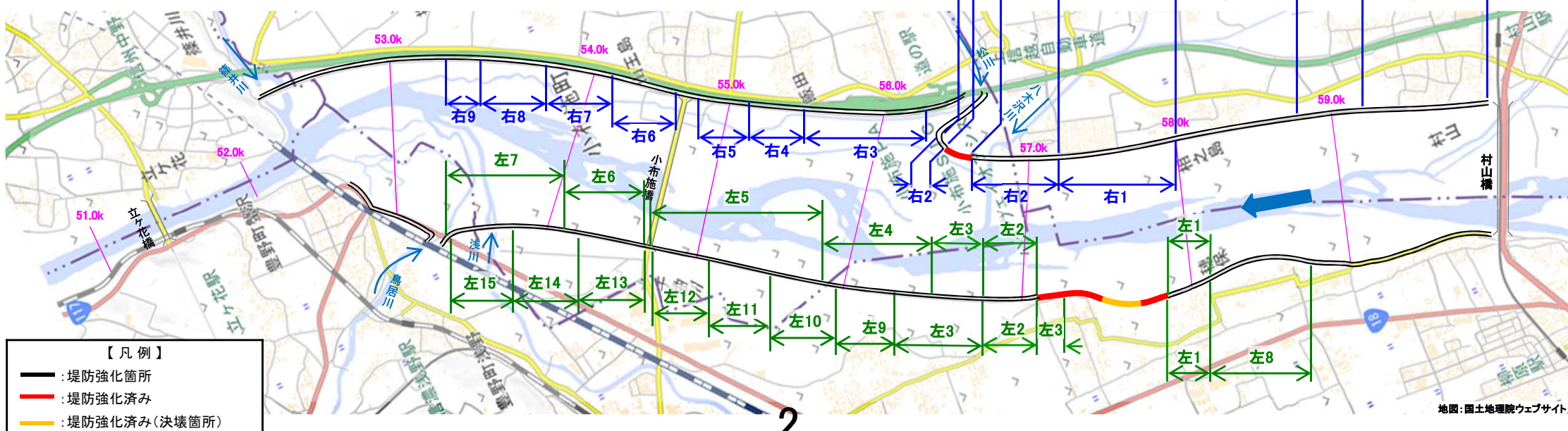
※R4.6.22現在

【左岸】

【右岸】

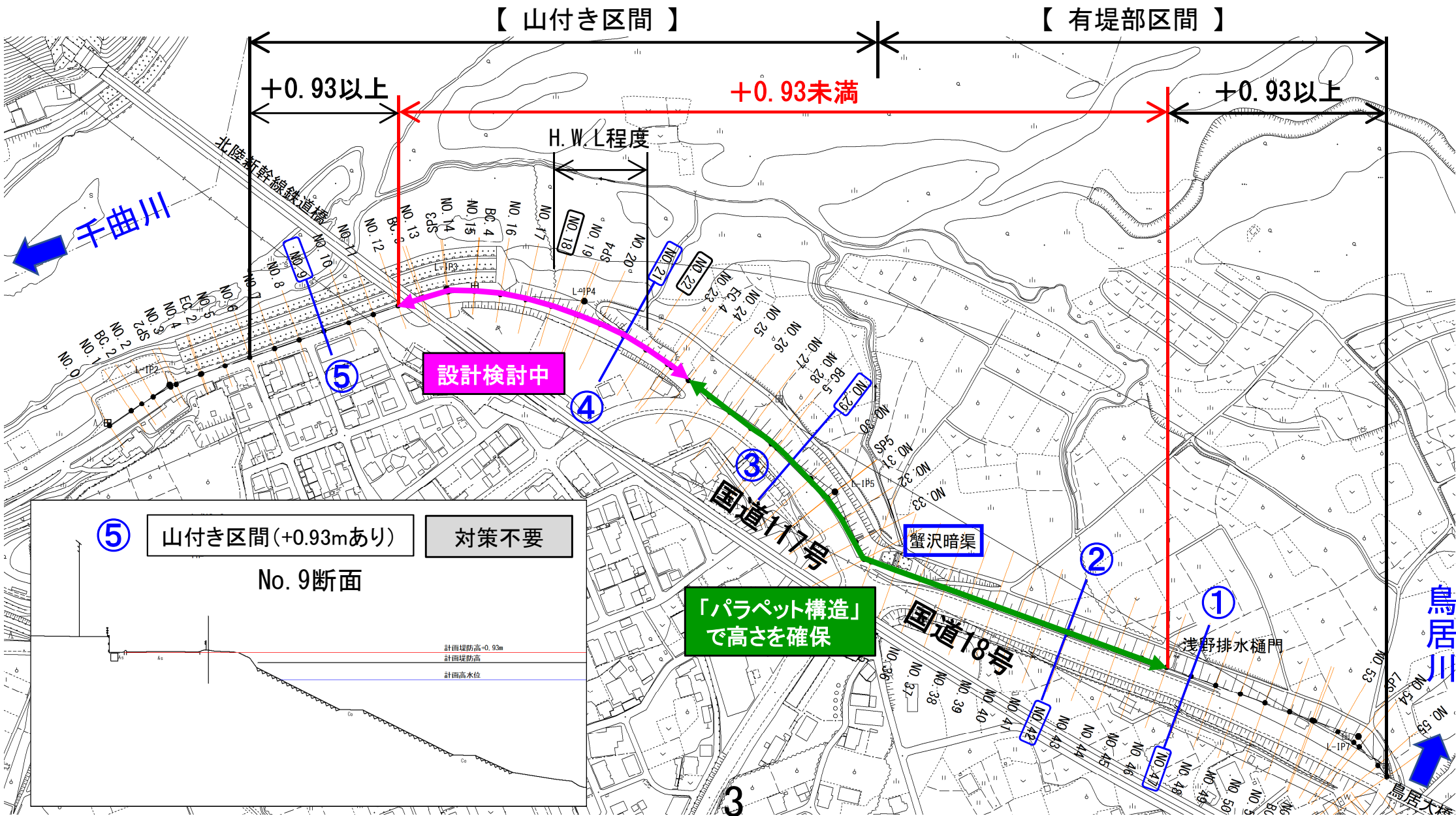
記号	工事名	状況	工期	受注者	施工箇所
左 1	千曲川穂保地区堤防強化工事	工事中	～R4.9.20	(株)加賀田組	川表・川裏
左 2	千曲川津野地区堤防強化工事	工事中	～R4.7.29	(株)浅沼組	川表・川裏
左 3	千曲川赤沼地区堤防強化工事	工事中	～R4.8.31	(株)植木組	川表・川裏
左 4	赤沼地区堤防強化工事	工事中	～R4.8.26	中信建設(株)	川表
左 5	飯田(左岸)堤防強化工事	工事中	～R4.9.9	藤森建設工業(株)	川表
左 6	吉島地区堤防強化その1工事	工事中	～R4.8.31	(株)北條組	川表
左 7	吉島地区堤防強化その2工事	工事中	～R4.8.31	(株)北條組	川表
左 8	千曲川大町地区堤防強化工事	準備中	～R5.3.31	(株)植木組	川裏
左 9	赤沼地区堤防強化その1工事	準備中	～R5.3.31	藤森建設工業(株)	川裏
左 10	赤沼地区堤防強化その2工事	準備中	～R5.3.31	川中島建設(株)	川裏
左 11	飯田地区堤防強化その1工事	準備中	～R5.3.31	川中島建設(株)	川裏
左 12	飯田地区堤防強化その2工事	準備中	～R5.3.31	藤森建設工業(株)	川裏
左 13	吉島地区堤防強化その3工事	準備中	～R5.3.31	(株)北條組	川裏
左 14	吉島地区堤防強化その4工事	準備中	～R5.3.31	(株)北條組	川裏
左 15	吉島地区堤防強化その5工事	準備中	～R5.3.31	(株)北條組	川裏

記号	工事名	状況	工期	受注者	施工箇所
右 1	相之島地区堤防強化その1工事	工事中	～R4.9.30	(株)加賀田組	川表・川裏
右 2	相之島地区堤防強化その2工事	工事中	～R4.8.31	(株)鹿熊組	川表・川裏
右 3	大島地区堤防強化工事	工事中	～R5.2.28	川中島建設(株)	川表
右 4	飯田地区(右岸)堤防強化工事	工事中	～R4.9.9	川中島建設(株)	川表
右 5	山王島地区堤防強化その1工事	工事中	～R4.11.25	中信建設(株)	川表
右 6	山王島地区堤防強化その2工事	工事中	～R4.12.24	藤森建設工業(株)	川表
右 7	山王島地区堤防強化その3工事	工事中	～R5.2.28	(株)鹿熊組	川表
右 8	押羽地区堤防強化その1工事	工事中	～R4.9.30	川中島建設(株)	川表
右 9	押羽地区堤防強化その2工事	工事中	～R4.9.30	川中島建設(株)	川表
右 10	千曲川村山地区堤防強化工事	準備中	～R5.3.31	(株)福田組	川裏
右 11	千曲川相之島地区堤防強化工事	準備中	～R5.3.31	(株)本間組	川裏



鳥居川下流左岸の堤防状況

○鳥居川下流を測量した結果、現状において計画堤防高+0.93mを超える箇所もあるが、低い箇所も確認。
 ○NO.18~22付近は、背後の宅地地盤高は+0.93mの高さが確保されているが、市道はHWL程度の高さしか確保されていない。



鳥居川下流左岸の堤防設計

- 有堤部区間は、上流側と同様に川表側に護岸を整備予定(川裏側は国道18号の護岸が整備済み)。
- 山付き区間は、護岸を実施しないが+0.93mの高さは確保。

①

有堤部区間 (+0.93mあり)

川表護岸の施工

No. 47断面

734

施工堤防高 +0.93m
計画堤防高
計画高水位

③

山付き区間 (+0.93mなし)

「パラペット構造」
で高さを確保

No. 29断面

道路計画高 FH=337.625

337.625

336.890

施工堤防高 +0.93m
計画堤防高
計画高水位

②

有堤部区間 (+0.93mなし)

「パラペット構造」
で高さを確保

No. 42断面

712

施工堤防高 +0.93m
計画堤防高
計画高水位

4000

④

山付き区間 (+0.93mなし)

設計検討中

No. 21断面

計画堤防高+0.93m
計画堤防高
計画高水位

※擁壁を立てた場合：約2.5m

※計画堤防高+0.93以下で背後地は高いが道路が計画高水位高程度

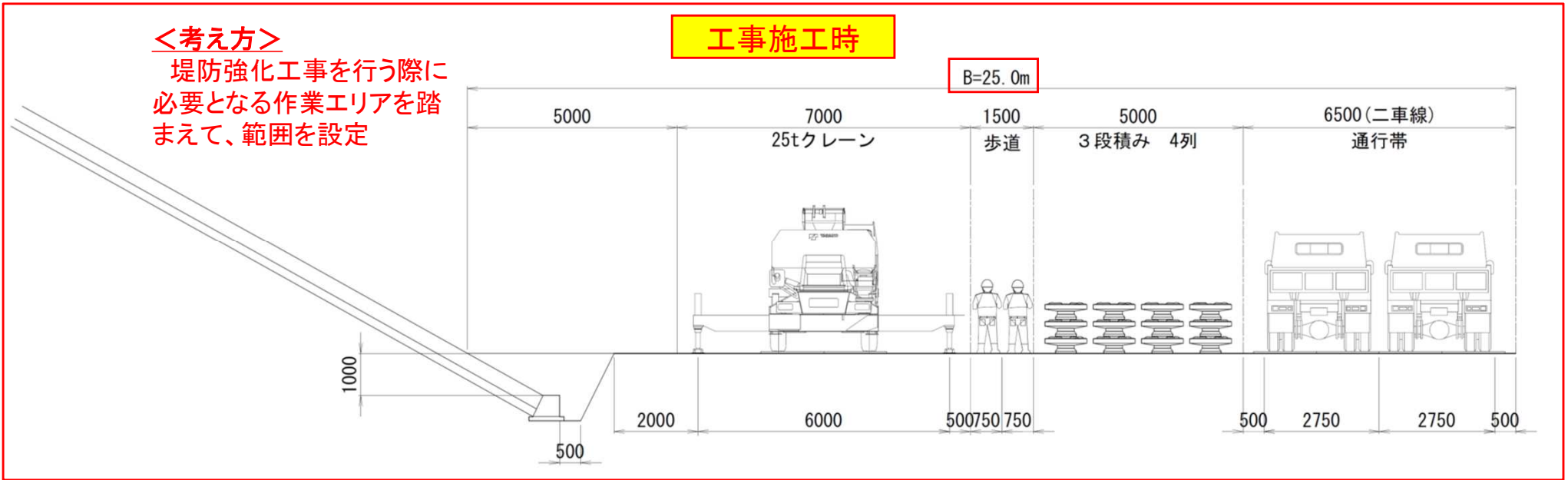
堤防強化工事に必要となる範囲について 1/2

○堤防強化工事に必要となる範囲については、以下のとおり。

＜考え方＞

堤防強化工事を行う際に必要となる作業エリアを踏まえて、範囲を設定

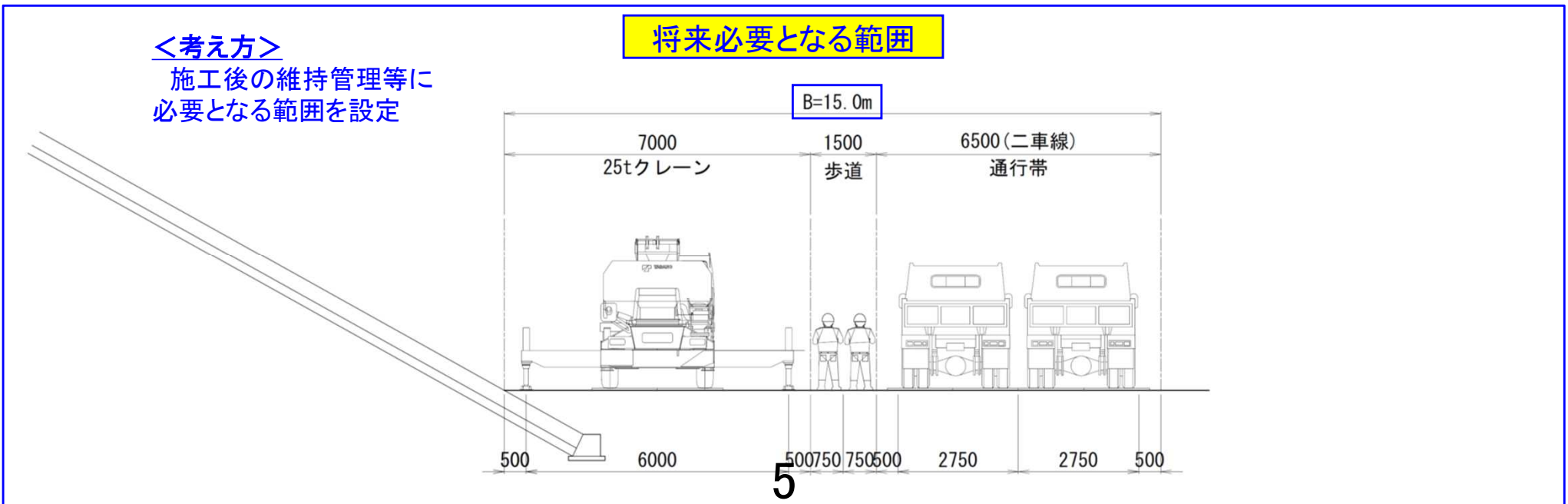
工事施工時



＜考え方＞

施工後の維持管理等に必要な範囲を設定

将来必要となる範囲



堤防強化工事に必要となる範囲について 2/2

- 堤防強化工事を行う際に必要となる作業エリアの確保が必要となる。
- 作業エリアを活用した工事の作業イメージは以下のとおり。

＜右岸＞山王島地区堤防強化その2工事

令和4年5月撮影

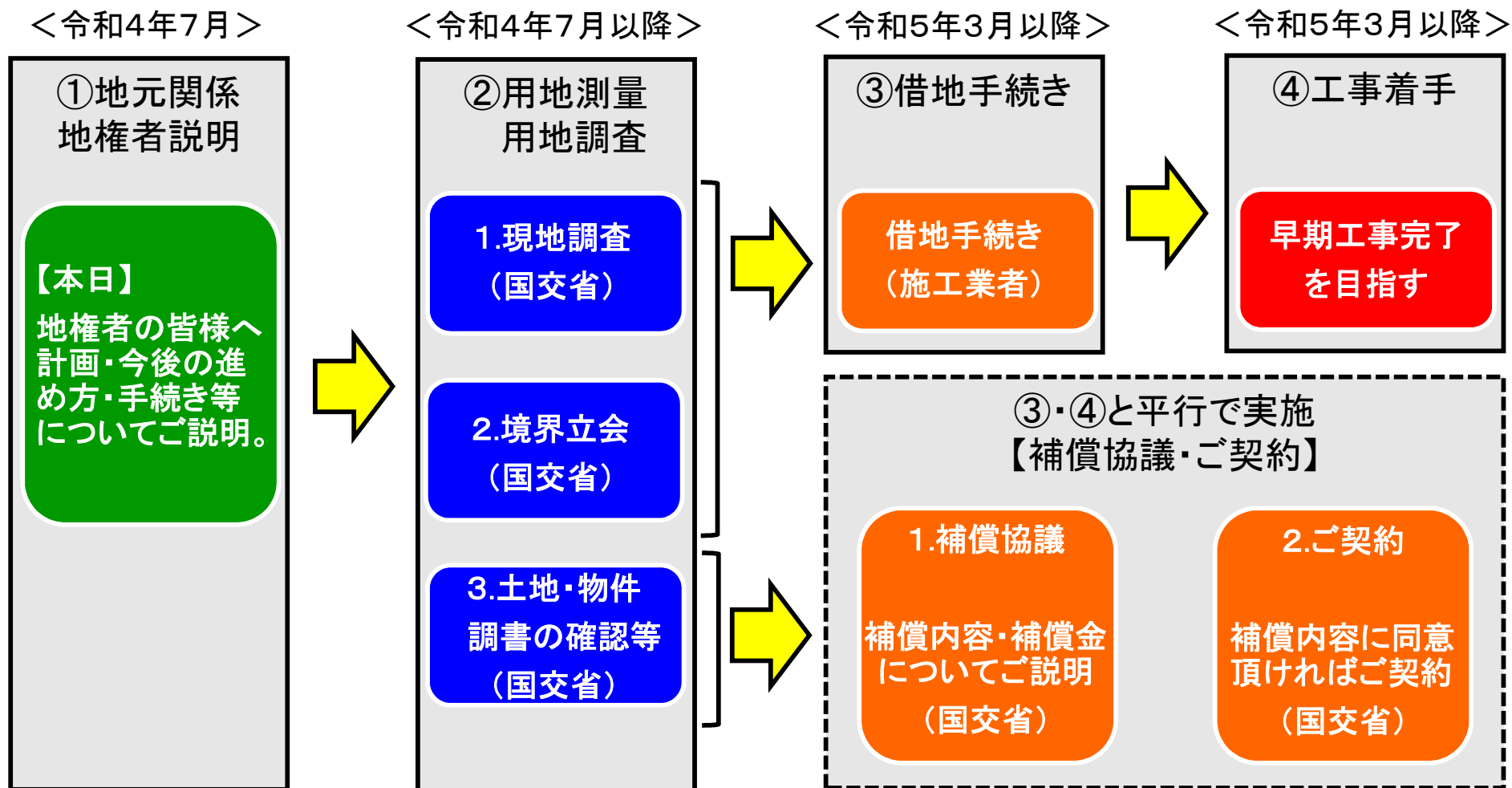


堤防強化工事の進め方について

○堤防強化工事着手に向けた流れは、おおむね以下のとおり。

○各時期については現時点の予定であり、今後変更となる可能性があるが、地権者の皆様の同意を得て工事を実施していく。

■堤防強化工事着手に向けた流れ



土地や物件などの調査

みなさまからお譲りいただく土地の面積、物件の種類や数量などを詳しく調査する必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

①まず、測量の基準となる杭や鋳を設置・計測や、地形や地物等の位置、現地に境界杭があるか確認、計測など、現地での事前の調査を行います。

②境界杭がない場所に、法務局の公図などの図面をもとに、目安となる仮杭を設置（復元）致します。
※支障となる立木にも事前に目印を付けさせていただきます。

③皆様に土地境界立会をお願いし、境界を確認します。

④皆様の立ち会いの際に設置した杭をもとに、計測作業を実施します。

⑤立木（果樹等）など物件の調査（種類、大きさ、数の確認）も土地の測量と並行して行います。

※作業中において、見通しの確保や歩行のため、
事前に下草の伐採等をさせていただきます場合がございます。

